

～ データやデジタル技術の活用などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告・納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため、国税庁では、データやデジタル技術を活用し、納税者が簡単・便利に申告や納税を行えるよう様々な利便性向上施策や情報発信に取り組み、納税者サービスの充実を図っています。

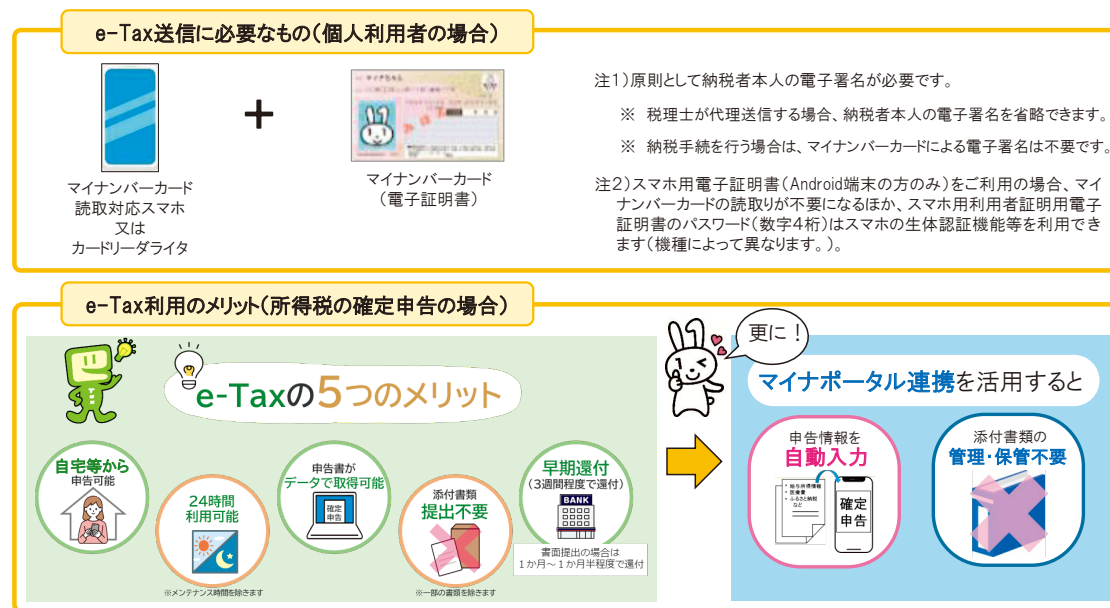
1 e-Tax（国税電子申告・納税システム）

～ e-Taxの利用拡大に向け、各種施策を強力に推進 ～

e-Taxを利用することで、国税に関する申告、申請・届出、納税の各種手続をオンラインで行うことができます。

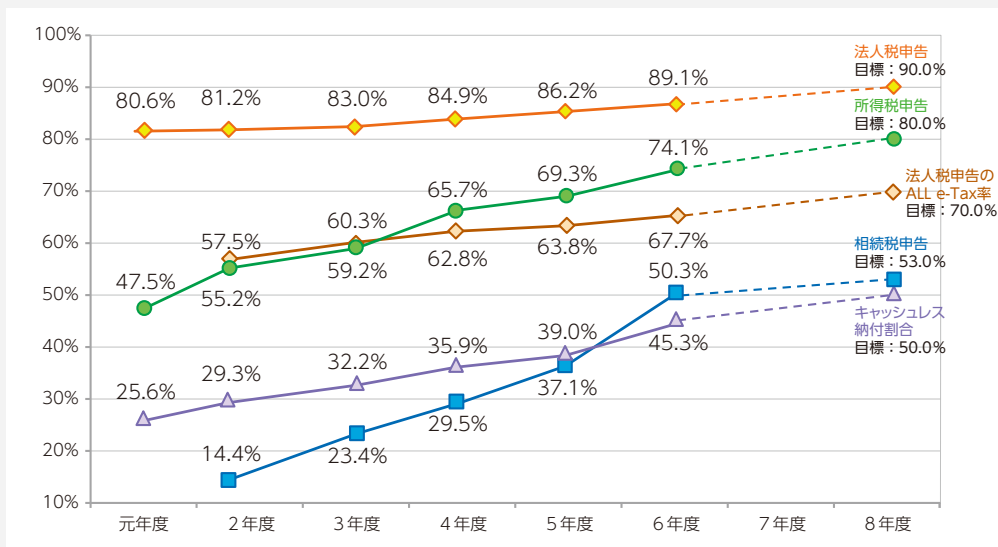
e-Taxの利用拡大に向け、利便性を高める各種施策を強力に推進しており（コラム2 参照）、オンライン利用率は順調に増加しています。

■ e-Taxの概要



■ オンライン利用率

オンライン利用率目標を設定し、利用率の更なる向上を目指します。



※1 令和6(2024)年度の各計数は速報値です。なお、確定値は、令和7(2025)年10月頃にe-Taxホームページで公表予定です。

※2 主な手続の利用率を掲載しています。その他の手続についてはe-Taxホームページをご覧ください。

※3 所得税申告については、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含みます。

※4 法人税申告のALL e-Tax率とは、法人税申告のうち、主要な別表に加え、財務諸表等の申告書に添付すべきものとされている書類がe-Taxで送信されたものの割合です。



e-Taxホームページ
「e-Tax の利用状況等について」

コラム
2

e-Taxの利便性向上

1 マイページの充実

e-Taxの「マイページ」において、相続税申告書を作成する際に必要となる過去の贈与税申告事績(e-Taxで提出した申告に限ります。)を確認できるようになりました。【令和7(2025)年1月実施】

また、e-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士については、納税者の「マイページ」を参照できるようになりました。【令和7(2025)年5月実施】

※ 詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



e-Taxホームページ「マイページからe-Taxで提出した『贈与税申告書』が確認できるようになりました。」



e-Taxホームページ「税理士の方が関与先納税者のマイページ情報を参照できるようになりました。」

マイページ

本人情報設定

- 基本情報 >
- メールアドレス >
- 本人確認/情報取得希望 >
- 還付・納税関係 >
- 税理士への情報共有 >
- その他の登録情報 >

TAX 各税目に関する情報

- 所得税関係 >
- 消費税関係 >
- 贈与税関係 >
- NISA >

< TOPへ

マイページ(個人)の画面イメージ

2 添付書類等のスキャナ読み取り等の要件の見直し

添付書類等をイメージデータ(PDF形式)により提出する場合、これまではカラー階調(いわゆる、フルカラー)によりスキャナ読み取り等を行う必要があり、ファイルサイズが大きくなる傾向がありましたが、令和7年度税制改正に伴い、フルカラーに加えて、白黒階調(いわゆる、グレースケール)によるスキャナ読み取り等も認められることとなりました。【令和7(2025)年4月1日適用】

※ 詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



e-Taxホームページ「添付書類等のスキャナ読み取り等の要件の見直しについて」

2 確定申告

～ 所得税の申告人員は2,339万人。半数以上は還付申告 ～

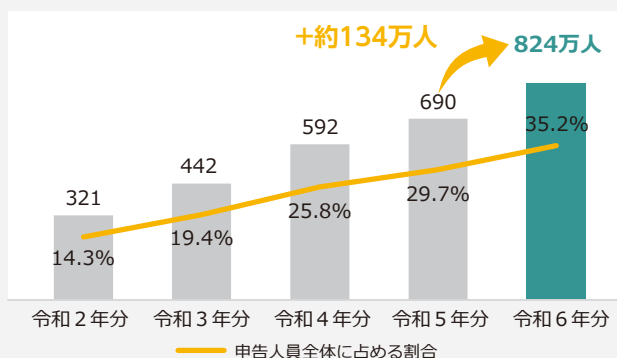
確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、一定の医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。令和6（2024）年分の所得税の確定申告書の提出人員は2,339万人に上り、国民の5人に1人が確定申告を行っていることになります。そのうち、還付申告の提出人員は、1,353万人を超え、半数以上を占めています。

(1) 自宅からのe-Taxによる申告の推進

国税庁では、確定申告会場へ来場することなく、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等を利用して、自宅から納税者ご自身でe-Taxによる申告をしていただくことを推進しています。

なお、令和6（2024）年分の確定申告では、納税者ご自身による自宅からのe-Taxをされた方が824万人と、前年分である令和5（2023）年分から134万人増加しました。

■ 自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方の推移



令和6年分確定申告人員		万人
		2,339
自宅等からのe-Tax		1,329
納税者本人による送信		824
スマートフォン等		408
税理士による代理送信		505
確定申告会場からのe-Tax		239
地方公共団体会場からのe-Tax		164

～ 「確定申告書等作成コーナー」の提供 ～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税、個人事業者の消費税等、贈与税の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することができ、作成した申告データはそのままe-Taxで送信できます。

なお、マイナポータルと連携することで、給与、公的年金等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、申告書の該当項目に金額等を自動入力することができます。

マイナポータル連携については、「Ⅲ 4 マイナンバー制度への取組」をご覧ください。



確定申告書等作成コーナー

■ スマートフォンを利用した所得税申告について

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」においては、より多くの方にご自宅からご利用いただけるよう、所得税の全ての画面でスマホでも操作しやすい画面を提供しています。

また、令和7(2025)年1月から、e-Taxでもスマホ用電子証明書の利用が可能となりました。

スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取ることなく、申告書の作成・e-Tax送信を行うことができます。

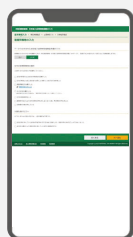
※1 Android™にのみ対応しています。iOSについては、令和7(2025)年分の確定申告に向けて順次対応予定です。

※2 Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。

※3 スマホ用電子証明書の詳細は、[デジタル庁のホームページ](#)をご覧ください。

例：住宅ローン控除の入力画面

Before (～令和6年12月) After (令和7年1月～)



＼ 読取不要 ＼



利用者証明用電子証明書の
パスワードはスマホの生体
認証機能を利用可能に！

～ 「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Taxにより提出する方は年々増加 ～

令和6(2024)年分の確定申告期においては、「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅等からe-Taxで申告書を提出した方は、税理士の代理送信を含めて770万人で、平成27(2015)年分以降、利用者は年々増加しています。また、「確定申告書等作成コーナー」を利用して書面で申告書を提出した方は263万人と、前年分である令和5(2023)年分の321万人から減少し、書面からe-Tax申告への移行が更に加速しています。なお、770万人のうち、約408万人がスマートフォン等で確定申告書を作成しています。

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～ 入場整理券による確定申告会場の混雑緩和 ～

確定申告期間中は、確定申告会場への入場に「入場整理券」を配付することで確定申告会場の混雑緩和を図っています。

入場整理券は各会場で当日配付するほか、オンラインによる事前発行も可能です。

～ 確定申告期間中における日曜開庁の実施 ～

「申告相談を平日以外にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の特定の日曜日に一部の税務署を対象として申告書の受付や申告相談などを実施しています。

地方公共団体との協力

納税者利便の向上や行政事務の効率化を図るため、国と地方公共団体との間で所得税申告書等のデータを相互に提供するなどの取組を進めています。

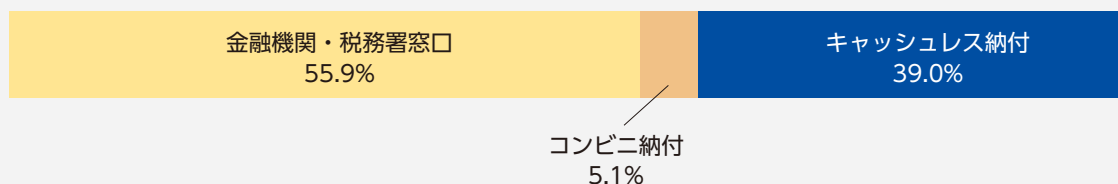
3 キャッシュレス納付の推進

～ 簡単・便利なキャッシュレス納付環境の構築 ～

国税の納付については、現状、全体の約6割が金融機関・税務署の窓口やコンビニで行われています。国税庁では、納税者の利便性向上、業務の効率化及び現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減のため、令和8(2026)年度までにキャッシュレス納付割合を5割とする目標を設定し、利用拡大に向けて取り組んでいます。

また、キャッシュレス納付の周知・広報や利用勧奨に当たっては、日本銀行や地方税当局、金融機関などといった関係機関と連携して取り組んでいます。

■ 国税の納付手段別納付割合：令和5(2023)年度実績(件数ベース)



～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展する中、国税の納付についても、次のような多様な納付手段を導入することで、納税者利便の向上を図っています。



キャッシュレス納付による納付手段

振替納税 【申告所得税及び個人事業者の消費税のみ利用可能】

事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する手続です。e-Taxにより振替依頼書を提出していただくか、税務署又は金融機関に振替依頼書を書面で提出していただくことで、次回以降も自動的に振替納税が行われます。申告所得税や消費税の確定申告書を提出する個人の方に便利な手続となっています。

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替) 【全税目で利用可能】

e-Taxを利用して申告などをした後に、簡単な操作で、事前に届出をした預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落しにより納付する手続です。ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録を完了している方がご利用いただけます。e-Taxで申告される方、特に毎月の源泉所得税など頻繁に納付手続を行う方に便利な手続となっています。なお、e-Taxの申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することで、各申告手続の法定納期限当日(法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日)に自動的に口座引落しにより納付を行うこともできます。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税 【全税目で利用可能】

インターネットバンキング口座やATMから納付する手続です。
ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行っていただく必要があります。

クレジットカード納付 【全税目で利用可能】

専用サイト(国税クレジットカードお支払サイト)を経由し、クレジットカードを利用して納付する手続です。

- ※1 納付の際には、別途、税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません)。
- ※2 納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

スマホアプリ納付 【全税目で利用可能】

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト(国税スマートフォン決済専用サイト)を経由し、「○○Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する手続です。

- ※1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。
- ※2 事前にPay払いの残高のチャージが必要です。

(参考)キャッシュレス納付以外の納付手段

コンビニ納付 【源泉所得税自主納付分を除き、全税目で利用可能】

次のいずれかの方法により、コンビニエンスストアで納付する手続です。

- ① スマートフォンやご自宅等のパソコンなどでQRコードを作成し、コンビニエンスストアのキオスク端末にQRコードを読み取らせて出力された納付書で納付する方法
- ② 所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合等に所轄の国税局や税務署が発行するバーコード付納付書で納付する方法

- ※1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。
- ※2 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

現金納付 【全税目で利用可能】

現金に納付書を添えて、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は所轄の税務署で納付する手続です。

4 マイナンバー制度への取組

(1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤として、国民の利便性向上と行政の効率化をあわせて進め、より公平・公正な社会を実現するためのインフラです。

マイナンバー制度の概要については
デジタル庁ホームページをご確認ください。



デジタル庁
ホームページ



マイナちゃん

イ マイナンバー(個人番号)

マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号です。

現在、マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策など、法令や条例で定められた手続に限定されています。

ロ 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ13桁の番号です。

法人番号は、マイナンバーと異なり、利用範囲の制約がなく、誰でも自由に利用できます。

(2) マイナンバー制度への対応

～ 国税分野での利用と広報 ～

税務署に提出する申告書や法定調書などには、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載します。マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、厳格な本人確認が求められます。

国税庁では、確定申告におけるマイナンバーカードを活用した納税者利便の向上施策を推進し、国税庁ホームページに特設サイトを設けてよくある質問(FAQ)を掲載するなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。



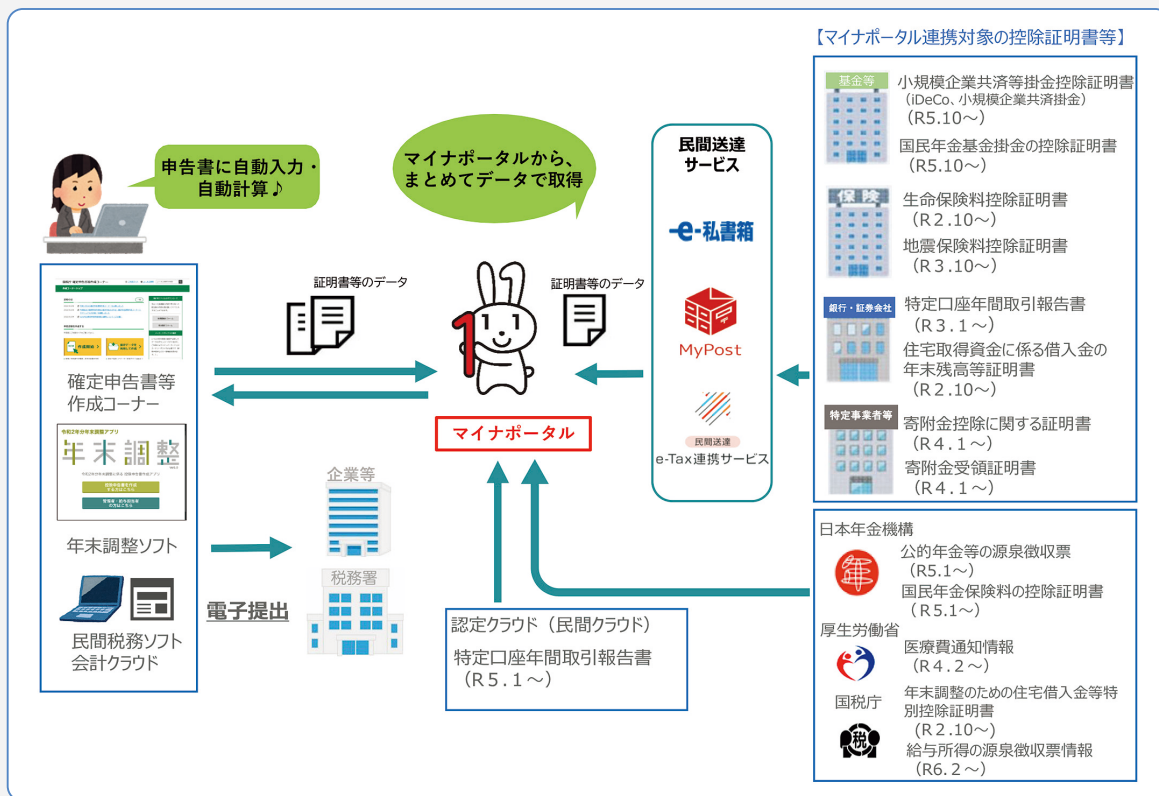
マイナンバー制度の
特設サイト

～ 納税者利便の向上 ～

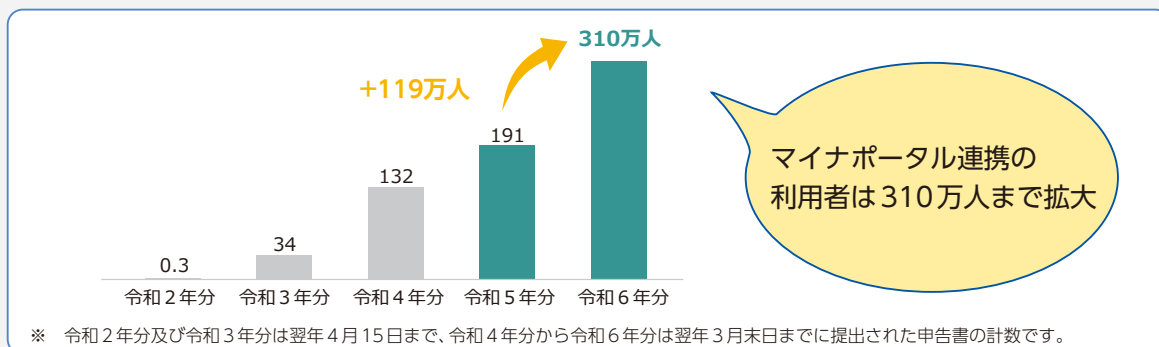
令和2(2020)年分の年末調整・確定申告からより簡単に手続を行えるよう、生命保険料控除証明書などのデータを、マイナポータル¹を通じて一括取得し、各種申告書へ自動入力する機能(マイナポータル連携)が開始されています。自動入力の対象となるデータは、順次拡大しており、給与所得の源泉徴収票情報が連携の対象となるなど、さらに便利になっています。

¹ マイナポータルとは、行政手続のオンライン窓口で、自身の所得・地方税、行政機関からのお知らせなど、必要な情報を確認できたりする、政府が運営するオンラインサービスのことです。

■ マイナポータルを活用した自動入力機能のイメージ図



■ マイナポータル連携を利用して控除証明書等を取得した方の数の推移



～ 法人番号の付番機関としての対応 ～

国税庁は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知しています。

また、「商号又は名称」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「法人番号」の基本3情報を「[国税庁法人番号公表サイト](#)」で公表しています。

法人番号は、社会的インフラとして、官民間問わず幅広い分野での利活用が期待されています。同サイトでは、基本3情報を検索できるほか、データのダウンロード機能やWeb-API¹ 機能を提供しています。また、法人等からの登録を受けて、商号・本店の所在地の英語表記も公表しています。



国税庁法人番号
公表サイト

1 利用者のシステムから条件を指定したリクエストを送信することで、その指定した条件に合致する情報を取得することができるシステム間連携の仕組みのことです。

5 行政サービスのデジタル化の推進

～ デジタル・ガバメント¹の実現に向けて ～

令和5(2023)年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の政府方針に沿って、国税庁においても、国税に関する手続のデジタル化や納税者の視点でUI/UXの改善に取り組むほか、情報セキュリティの確保や業務・システムの効率化・合理化に取り組んでいます。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっており、大量の納税者情報を管理しているため、システムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、定期的なセキュリティ監査を実施するなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

なお、データを保有するe-Tax及びKSKシステムの基幹システムは、平成19(2007)年に国際的標準規格に準拠したISMS²適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001・JISQ27001³に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

さらに、令和2(2020)年には、法人番号の指定などを行うシステムについても、同認証を取得しました。

国税総合管理(KSK)システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入した基幹システムです。

システムの高度化(新たなシステムの構築)

国税庁においては、デジタルの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を目指していくこととしており、これを実現するためのインフラとして、令和8(2026)年9月の本格導入に向けて、次世代システム(KSK2)の開発を進めています。

KSK2については、

- ① データ中心の事務処理を実現するシステム(紙からデータ)
- ② 現在、税目別となっているデータベース・アプリケーションの統合(縦割りシステムの解消)
- ③ 独自OSを使用する大型コンピュータを中心としたいわゆる「メインフレーム」から、市販の汎用的なOSを使用するいわゆる「オープンシステム」への刷新(メインフレームからの脱却)

といったことを開発コンセプトとしています。

1 「デジタル・ガバメント」とは、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す政府全体の取組です。

2 「ISMS」とは、情報セキュリティマネジメントシステムの略称であり、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

3 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、平成17(2005)年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、平成18(2006)年5月に発行された国内規格です。

6 情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的に情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

7 内部事務のセンター化

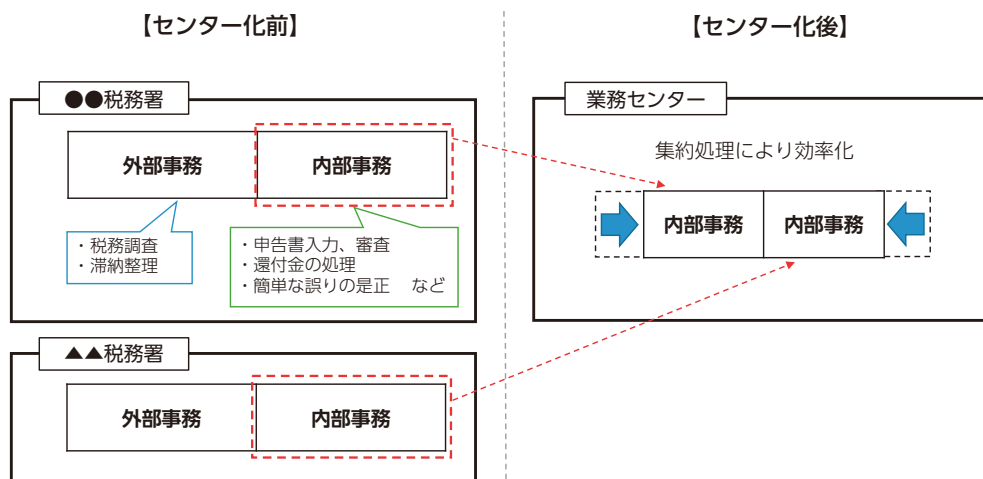
国税庁では、令和3（2021）年7月から、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（申告書の入力処理、照会文書の発送等）を専担化した組織（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。

業務センターで内部事務を集約処理することにより、事務の効率化と正確性の確保を目指すとともに、効率化によって生まれた事務量は、納税者サービスの充実や税務調査・滞納整理・データ活用といった外部事務の充実・高度化につなげていくこととしています。

順次、対象となる税務署を拡大しながら、令和8（2026）年には、全ての税務署を対象に内部事務のセンター化を実施することを予定しています。

内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、内部事務を処理するため、業務センターから納税者や税理士の皆様に対し、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

各国税局における「内部事務のセンター化」の実施状況など、詳しくは、国税庁ホームページの「[税務署の内部事務のセンター化について](#)」をご覧ください。



税務署の内部事務の
センター化について

8 情報提供等

～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、[国税庁ホームページ](#)を中心に、テレビや新聞などのマスメディア、各種広報媒体や各種説明会を通じて、納税者の申告・納税等に役立つ様々な情報を提供しています。

また、一般的な税法の解釈・取扱いについては、国税庁ホームページや税務署、市町村に設置したパンフレットなどで情報提供しているほか、税に関する一般的な質問・相談については、電話などで回答しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

税を考える週間

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの1週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報活動を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様に日常生活と税の関わりを理解していただくことは、申告納税制度の維持・発展に不可欠であると考えています。

(1) 国税庁ホームページ

～ 探しやすい、誰もが利用できるコンテンツの提供 ～

国税庁ホームページでは、必要な情報に容易にアクセスできるよう、分野別メニューを設けるなど、探しやすいコンテンツの提供に努めています。

また、障害の有無、年齢、利用環境等にかかわらず、誰もが国税庁ホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるように配慮したコンテンツを提供するように努めています。

国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は令和7(2025)年6月現在のものです。

The screenshot shows the NTA homepage with the following numbered callouts:

- 1** Search bar at the top right.
- 2** Language and accessibility options (English, text size, etc.) below the search bar.
- 3** Main navigation menu (Home, Tax Information, Publications, etc.).
- 4** Emergency notice section (緊急のお知らせ).
- 5** Featured banner for the NTA Recruitment Special Site (国税庁 採用情報 特設サイト).
- 6** Chatbot icon on the right side.
- 7** Latest news section (新着情報).
- 8** Tax office search section (税務署を検索).
- 9** Category menu section (分野別メニュー).
- 10** Social media links (X, LINE, YouTube, etc.).
- 11** Footer section containing contact information and links.

1 サイト内検索

キーワードで情報を検索する機能

2 文字拡大・音声読み上げ

視覚・聴覚に障害のある方のためのサポート機能

3 グローバルナビゲーション

情報の種類を分類して表示

4 緊急のお知らせ

災害関連情報などの緊急性の高い情報を表示

5 バナー

特に注目してほしい情報のバナーを表示

6 注目ワード

注目してほしい情報に関するワードを表示

7 新着情報

更新情報を一覧で表示

8 税務署を検索

郵便番号又は住所から管轄の税務署を調べる機能

9 分野別メニュー

利用者の目的や区分別にアクセス件数の多いページを表示

10 SNS等

国税庁の情報発信ツールを集約して表示

11 サイトマップ

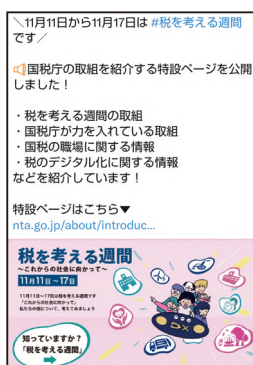
国税庁ホームページ全体の構成を一覧で表示

SNSによる情報発信

国税庁では、納税者の皆様に税に関する情報を広くお知らせすることを目的として、国税庁ホームページに掲載している情報を中心に、次のSNSを活用して情報発信を行っています。

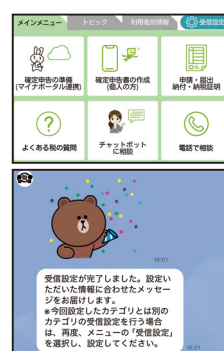
● X(旧Twitter) @NTA_Japan(フォロワー数約173千人)^{※1}

国税庁ホームページの
新着情報や報道発表
のほか、国税局・税務署
における各地の広報イ
ベント、採用関係に関
する情報などを発信し
ています。



● LINE @kokuzei(友だち数約6,036千人)^{※1}

国税庁ホームページの
各種ページへのリンクを
メニュー画面として表示
しているほか、利用者が
登録したセグメント別の
情報をタイムリーに発信
しています。



● YouTube @ntachannel(チャンネル登録者数約254千人)^{※1}

確定申告や年末調
整等に関する解説動
画、国税局・税務署に
おける各地の広報イ
ベントの様態などを
発信して
います。



● Instagram @kokuzei_saiyo(フォロワー数約600人)^{※1}

国税職員に関する
業務説明会の開催情
報など、採用に関す
る様々な情報を発信し
ています。



※1 フォロワー数、友だち登録者数、チャンネル登録者数は、令和7(2025)年6月2日時点の情報を表示しています。

※2 画像はイメージです。

(2) 租税教育

～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、国レベルで設置された租税教育推進関係省庁等協議会(国税庁、総務省、文部科学省などで構成)において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県に設置された租税教育推進協議会(国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者などで構成)を中心に、税理士会、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣、税に関する作文の募集、教育関係者等を対象とした研修会等を行っています。

また、新しい学習指導要領やGIGAスクール構想など、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、教育関係者などのニーズを的確に把握した上で、児童・生徒等が主体的・対話的に深い学びが実現できるよう、授業・教材づくりに努めています。

このほか、児童・生徒等が自ら租税について学習できるコンテンツを国税庁ホームページ「[税の学習コーナー](#)」に掲載しているほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」において、「税務署見学」や「体験学習」を実施しています。



税の学習コーナー



タックス☆スペースUENO



租税教室の様子

■ 租税教室等への講師派遣状況

年度	令和5	令和6
職員	9,720人	9,708人
職員以外	33,721人	35,187人
合計	43,441人	44,895人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

年度	令和5	令和6
高校生	174,008編	178,159編
中学生	445,945編	435,572編

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

また、毎年テーマを決めて「特別展示」を実施しており、令和6(2024)年度は「近代日本の税務行政と関係民間団体～税を支えるパートナー～」をテーマに、令和6(2024)年11月1日から令和7(2025)年10月31日まで近代日本の税務行政が様々な関係民間団体に支えられてきた背景と関係民間団体の変遷について説明・展示しています。

詳しくは、国税庁ホームページの[税務大学校租税史料コーナー](#)をご覧ください。



特別展示の風景



税務大学校
租税史料コーナー

(3) 講演会

～ 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 ～

納税者自らが租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成に繋がります。このため、納税意識の向上を図ることを目的として、国税局や税務署による主に大学生や社会人を対象とした講演会を開催しています。

■ 社会人を対象とした講演会の開催回数

年度	令和5	令和6
開催回数	1,326回	1,217回

(4) 説明会

～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

■ 各種説明会の開催回数・参加人員

事務年度	令和4	令和5
開催回数	39,586回	32,974回
参加人員	846千人	708千人

(5) 税務相談

～ 国税庁ホームページで税務相談 ～

納税者自らが国税に関する疑問を解決できるように、国税庁ホームページでは、「チャットボット」による相談や「タックスアンサー」などによる情報提供を行っています。

また、電話での税務相談は、各国税局に設置している電話相談センターで受け付けています。

～ チャットボットは相談範囲を拡大 ～

土日・夜間など、日時によらず、24時間いつでも国税に関する相談ができる「[税務相談チャットボット](#)」を国税庁ホームページに導入しています。

チャットボットは、国税に関する疑問について気軽に相談をすることができ、国税庁ホームページに掲載されている情報へ短時間でたどり着くことができます。今後も、「所得税確定申告」、「消費税確定申告」、「インボイス制度」、「年末調整」に対応し、内容の充実を図るとともに、より便利に使いやすくなるよう改善していきます。

また、[タックスアンサー](#)では、よくある国税の質問に対する一般的な回答を掲載しており、自分の状況やライフイベントなどに応じて検索することができます。

■ チャットボットへの質問件数

年度	令和4	令和5	令和6
所得税確定申告	616万件	949万件	987万件
消費税確定申告	7万件	91万件	32万件
インボイス制度	34万件		
年末調整	56万件	63万件	69万件
定額減税	—	—	165万件
合計	712万件	1,102万件	1,253万件

※1 令和6(2024)年2月1日から「消費税確定申告」と「インボイス制度」を統合して運用しているため、合計の件数を示しています。

※2 端数処理のため各項目の数値の合計と合計欄が一致していないものがあります。

■ タックスアンサーへのアクセス件数

年度	令和4	令和5	令和6
アクセス件数	8,079万件	8,910万件	11,212万件

国税に関するご質問・
ご相談はチャットボット
やタックスアンサーを
是非ご利用ください。



チャットボットキャラクター
税務職員ふたば



チャットボット



タックスアンサー

■ 電話相談センターの相談件数

年度	令和4	令和5	令和6
相談件数	489万件	538万件	581万件

※ 聴覚障害者等専用電子メール及びファクシミリの相談件数を含みます。

～ 税務署での面接による相談は事前予約の上で対応 ～

国税に関するご質問やご相談については、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターの利用を案内しています。

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、上記の方法による解決が困難な場合には、所轄の税務署において面接相談を受け付けています。

なお、面接相談は、面接時間を十分に確保するほか、ご持参いただく書類などをお伝えする必要がありますことから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

(6) 事前照会

～ 納税者の予測可能性を向上 ～

税務署などは、納税者が実際に行う取引等に係る税務上の取扱いに関して、取引前又は申告期限前の照会（事前照会）に応じ回答しています。

このうち、文書による回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすものについては文書による回答を行い、その内容を国税庁ホームページにおいて公表しています（[文書回答事例](#)）。このほか、事前照会に対する回答のうち、他の納税者の参考となる回答事例についても国税庁ホームページに掲載しています（[質疑応答事例](#)）。

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

年度	令和5	令和6
受付件数	157件	155件

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

年度末	令和5	令和6
掲載件数	2,035件	2,060件



文書回答事例



質疑応答事例

コラム ③

令和6年能登半島地震への対応(令和7(2025)年3月末現在)

1 国税の申告・納付等の期限の延長

令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のうち石川県・富山県に納税地のある方を対象として、国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置（地域指定）を講じました。

その後、各地域の被災後の状況などを踏まえ、順次、期限延長措置を終了していますが、期限延長措置が終了した地域や石川県・富山県以外に納税地のある方であっても、今般の地震により被災され、申告・納付等を行うことができない場合には、所轄の税務署に申請することにより、個別に期限の延長を受けることができます（個別指定）。引き続き、被災された納税者の個々の実情を踏まえながら丁寧な対応に努めてまいります。

2 災害に関する税務上の措置等の周知

災害により被害を受けられた方の税務上の措置（手続）や義援金に関する税務上の取扱い等について、震災後速やかに、国税庁ホームページやX（旧Twitter）等を通じて周知・広報を行いました。

なお、被災された方々を支援するため、今般の地震により住宅や家財などに損害を受けた場合、納税者の選択により、令和5（2023）年分の所得税について雑損控除を適用できる特例等が措置されました。国税庁では、納税者がこうした特例措置を円滑に活用できるよう、[国税庁ホームページ](#)や地方自治体、関係団体等を通じて、その内容や手続等の周知・広報を行ったほか、雑損控除等に関する相談会等を実施しました。



令和6年能登半島地震に関するお知らせ

3 酒類業者に対する支援

被災した酒類業者に対する支援のため、被災状況や酒類業者のニーズを踏まえつつ、被災酒類に係る酒税相当額の還付手続の特例措置等を実施したほか、酒蔵が数多く存在する能登地域をはじめとする、被災酒蔵等への技術支援を行っています。

（参考）被災自治体への協力

罹災証明書の発行などのため、金沢国税局から石川県内の被災市町へ職員を派遣しました。

9 インボイス制度の円滑な定着に向けた取組

令和5(2023)年10月から開始したインボイス制度(適格請求書等保存方式)¹については、事業者の方にインボイス制度を十分理解していただき、登録の要否の検討を含め、適切に制度への対応を進めていただくことが重要であることから、国税庁では、引き続き、事業者の方からの相談に丁寧に対応するなど、各種周知・広報等を実施しています。

◎ 制度の理解促進のための取組

- 各種説明会の開催や事業者団体等への講師派遣
- 全国の税務署に設置している専用相談窓口(インボイス等相談コーナー)、インボイスコールセンター等による相談対応
- 制度内容をシンプルに解説するコンテンツの充実
- インターネット広告による周知・広報
- ダイレクトメール(DM)等を活用したプッシュ型の周知・広報

「制度概要ページ」をより分かりやすくリニューアル



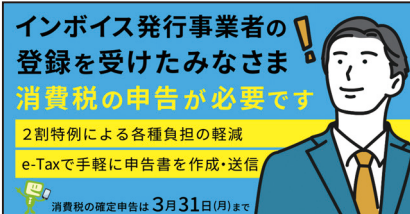
消費税の仕組みやインボイス制度を簡潔に説明する動画シリーズの公開



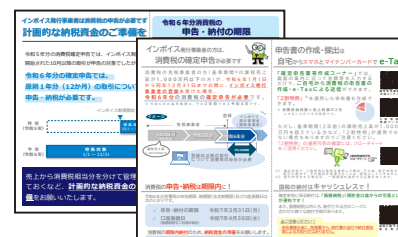
新たにインボイス発行事業者となる方向けのページの新設



SNS等で、消費税の確定申告や経過措置等について周知



インボイス発行事業者となった個人事業者向けに消費税の期限内申告・納付を案内するDMを送付



¹ インボイス制度の下では、帳簿及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者であるインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)が交付する「インボイス(適格請求書)」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
 なお、令和7(2025)年3月31日時点でインボイスを交付することができる事業者数は、個人事業者約220万人、法人約241万人、合計約461万人となっています。

10 関係民間団体との連携・協調

～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

関係民間団体は、e-Taxの利用拡大に向けた取組やマイナンバー制度の普及・定着に向けた取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図りながら、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています。

青色申告会

【概要】

青色申告会は、「誠実な納税者としての権利義務の遂行、税務行政への要望、合理的な税制の確立」を目的として、青色申告を行う個人事業者を中心に結成された団体です。

【近年の活動状況】

個人事業者への記帳指導・確認、各種説明会の開催、経営支援、会計ソフト活用による複式簿記・青色申告・e-Taxの普及など、幅広い活動を行っています。

所得税の確定申告期間には、確定申告会場に設置している「青色コーナー」において、青色申告の普及に取り組んでいます。



あおいくん 登録商標第4757663号
（注）商標 登録商標第4757664号

青色申告会キャラクター
「あおいくん」



確定申告会場の青色コーナー

法人会

【概要】

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すること」を目的として結成された団体です。

【近年の活動状況】

税制改正に関する提言、税の啓発に資する広報活動や租税教育、国税庁後援事業である「自主点検チェックシート」や「税に関する絵はがきコンクール」に係る活動などに取り組んでいます。活動を通じて適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、我が国各地における企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢献しています。



法人会キャラクター
「けんた」



税制改正に関する提言活動

間税会

【概要】

間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織する団体であり、「消費税などの間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力すること」を目的として結成された団体です。

【近年の活動状況】

間税会は、税に関する啓蒙・広報活動の一環として、学生から大人までを対象として「税の標語」(国税庁後援)を広く募集・表彰する活動や世界の消費税率の図柄入りクリアファイルを作成・配布する活動などを行っています。

また、消費税の滞納を未然に防止するため、納税資金の準備、振替納税やダイレクト納付の推進などに取り組む消費税完納運動を行っています。



間税会キャラクター
「かんちゃん・しょうちゃん」



令和6年度 税の標語表彰式

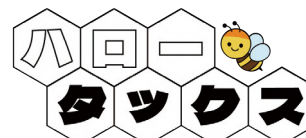
納税貯蓄組合

【概要】

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体であり、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」(国税庁共催)の募集などの活動を行っています。

【近年の活動状況】

納税貯蓄組合では、「納貯の日」(毎年4月10日)を中心に、税の期限内完納運動の推進をはじめ、国税及び地方税のキャッシュレス納付推進などの活動に取り組んでいます。また、次世代を担う中学生の「税についての作文」を事業の柱としており、これらの事業を通じて「税と出会う」という意味から「ハロータックス」の愛称で活動しています。



愛称「ハロータックス」のロゴ



令和6年5月30日(木)に開催した
「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言式」の様子

納税協会

【概要】

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献すること」を目的として、法人・個人を問わず、様々な業種の方が加入されている大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。

【近年の活動状況】

税に関連した各種説明会の開催や税理士会と連携した税務相談の実施等による「税」に関するトータルアドバイス、パソコン会計教室や実務講座の開講等の人材育成のサポート、各界著名人による講演会の開催や各部会活動を通じた異業種との情報交換の場の提供のほか、次代を担う児童・生徒に対する租税教育や税の広報活動など、多岐に渡る活動を行っています。



納税協会キャラクター
「のうちゃん」



タブレット端末を活用したICT租税教室の取組